別記第３０号様式（第２５条関係）

**向精神薬試験研究施設設置者登録証記載事項変更届**

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 登 録 証  の 番 号 | |  |  |  |  |  |  | 登　　録  年 月 日 | 年　　月　　日 | |
| 変　更　す　べ　き　事　項 | | | | | |  | | | | |
| 変  更  前 | 向精神薬  試験研究  施　　設 | | 所　在　地 | | |  | | | | |
| 名　　　称 | | |  | | | | |
| 住　　　　　　　　　 所 | | | | |  | | | | |
| 氏 　　　　　　　　　名 | | | | |  | | | | |
| 変  更  後 | 向精神薬  試験研究  施　　設 | | 所　在　地 | | |  | | | | |
| 名　　　称 | | |  | | | | |
| 住　　　　　　　　　 所 | | | | |  | | | | |
| 氏 　　　　　　　　　名 | | | | |  | | | | |
| 変更の事由及びその年月日 | | | | | |  | | | | 年　　月　　日 |
| 上記のとおり、免許証の記載事項に変更が生じたので、免許証を添えて届け出ます。    　年　　　月　　　日  　　　　　住　所    大阪府知事　殿 | | | | | | | | | | |

１．留意事項

　（１）届出期限：事由が発生した日から３０日以内

　（２）変更できる事項

　　　　　・向精神薬試験研究施設の名称

　　　　　・住所

　　　　　・氏名（ただし、申請者の実態が変わる場合は、試験研究廃止・新規申請の手続きをすること。）

　（３）向精神薬試験研究施設の所在地を変更したときは、登録証記載事項変更届を提出するので

はなく、試験研究廃止・新規申請の手続きをすること。

２．添付書類

　（１）向精神薬試験研究施設設置者登録証（登録証を紛失した場合は、紛失理由書）

　（２）法人の「住所」、「氏名」を変更した場合は、登記簿謄本（発行から6ケ月以内のもの）

　（３）個人の「氏名」を変更した場合は、戸籍謄本（発行から6ケ月以内のもの）

３．記載上の注意

　（１）「登録証の番号」欄には、向精神薬試験研究施設設置者登録証の番号を記載すること。

　（２）「登録年月日」欄には、向精神薬試験研究施設設置者登録証に記載されている年月日を記載

すること。

（３）「変更前」欄には、向精神薬試験研究施設設置者登録証の記載事項を全て記載すること。

　（４）「変更後」欄には、変更する事項のみ記載すること。

　（５）「変更の事由及び年月日」欄には、具体的な理由及び事由の生じた日を記載すること。

　（６）「住所・氏名」欄には、申請者が法人又は団体の場合は登記された本社の所在地、名称、代

表者の氏名を記載すること。

また、申請者が地方公共団体の場合は、当該向精神薬試験研究施設の所在地、名称及びその施設の長の役職・氏名を記載すること。

４．提出部数

　　向精神薬営業所が大阪市、堺市、東大阪市にある場合は、１部を大阪府健康医療部生活衛生室薬務課へ、その他の場合は1部をその地域を所管する大阪府保健所の薬事課へ提出すること。